

収入
印紙

(3万1600円)

訴 状

平成13年〇月〇〇日

〇〇地方裁判所民事部 御中

原告訴訟代理人弁護士 甲 野 太 郎 印

〒〇〇〇-〇〇〇〇 東京都△△区□□〇丁目〇〇番〇号

原 告 甲 山 一 郎

〒〇〇〇-〇〇〇〇 東京都〇〇区××〇丁目〇番〇号□□ビル〇階

甲野法律事務所 (送達場所)

上記訴訟代理人弁護士 甲 野 太 郎

電 話 03-〇〇〇〇-〇〇〇〇

FAX 03-〇〇〇〇-〇〇〇〇

〒〇〇〇-〇〇〇〇 東京都△△区□□〇丁目〇番〇-〇〇〇号

被 告 乙 川 次 郎

保証債務請求事件

訴訟物の価額 470万円

ちょう用印紙額 3万1600円

第1 請求の趣旨

- 1 被告は、原告に対し、470万円及びこれに対する平成9年10月1日から支払済みまで年3割の割合による金員を支払え。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。
- 3 仮執行宣言

第2 請求の原因

1 金銭消費貸借契約の締結

原告は、乙川明子に対し、平成9年7月1日、470万円を次の約定で貸し付けた。

弁済期 平成9年9月末日

利息 年1割5分

期限後の損害金 年3割

(甲1, 2, 原告及び証人明子)

2 明子の債務不履行

明子は、弁済期が経過しても貸付金の返済をしない(争いがないと思われる。)

3 連帯保証契約の締結

明子は、原告との間で、平成9年7月1日、被告のためにすることを示し、第1項の債務について連帯保証契約を締結した。その際、明子は、連帯借用証書に被告の署名を代筆し、被告の実印を押捺した(甲1, 2, 原告及び証人明子)。

4 代理権の授与

(1) 被告は、第3項の連帯保証契約締結に先立って、明子に連帯保証契約締結の代理権を授与した。

(2) 代理権授与の関連事実(重要な間接事実)

ア 被告は、明子の長男である(争いがないと思われる。)

イ 連帯保証契約締結に用いられたのは、被告の実印である（争いがないと思われる。）。)

ウ 明子は、原告に対し、被告の印鑑登録証明書を交付した（甲3）。

エ 原告は、上記連帯保証契約の締結の翌日である平成9年7月2日に、被告に電話をして、連帯保証の事実を確認した（原告）。

5 追認

(1) 仮に、被告が、明子に対し、上記代理権を授与していなかったとしても、被告は、平成9年10月初旬、原告に対し、上記連帯保証契約を追認する旨の意思表示を口頭でした。

(2) 追認の関連事実（重要な間接事実）

原告は、弁済期が経過しても明子からの返済がなかったため、平成9年10月初旬、〇〇市内の▽▽司法書士事務所において、被告との間で、明子及び▽▽司法書士を交えて、明子の貸金について話し合いをした（争いがないと思われる。）。)

その際、原告は、被告に対し、連帯借用証書（甲1）を示し、「連帯保証人として責任をとってほしい。」と懇請したところ、被告は、当初、「覚えがない。」と言っていたが、母親である明子が甲1を作成したことを確認して、「親の不始末だが、借りたことは間違いないので私が責任を取る。信用してほしい。」と言明した（原告、証人▽▽）。

6 よって、原告は、被告に対し、本件連帯保証契約に基づき、上記貸付金470万円及びこれに対する弁済期の翌日である平成9年10月1日から支払済みまで約定にかかる年3割の割合による遅延損害金の支払を求める。

7 予想される争点

(1) 代理権授与の有無

原告は、被告が本件連帯保証契約締結に先立ち、明子に対し代理権を授与していた事実を主張するが、被告との事前交渉によれば、被告は、上記代理

権授与の事実を争うものと思われる。

(2) 追認の有無

平成9年10月初旬に被告との間で明子の借金について話し合いをした事実は、被告もおそらく争わないと思われるが、事前交渉において、被告は、追認の意思表示をしたことについても、自己の責任を否定するようなあいまいな発言をしていたので、この点についても争うものと思われる。

証 拠 方 法

- 1 甲1号証 連帯借用証書
- 2 甲2号証 領収証
- 3 甲3号証 印鑑登録証明書

附 属 書 類

- | | |
|----------------|-----|
| 1 訴状副本 | 1通 |
| 2 甲1ないし3号証(写し) | 各1通 |
| 3 訴訟委任状 | 1通 |

平成13年(ワ)第〇〇〇〇号 保証債務請求事件

直送済

原告 甲 山 一 郎

被告 乙 川 次 郎

答 弁 書

平成13年〇月〇〇日

〇〇地方裁判所民事第〇部〇係 御中

〒〇〇〇-〇〇〇〇 東京都〇〇区□□〇丁目〇番〇号

乙島法律事務所 (送達場所)

被告訴訟代理人弁護士 乙 島 三 郎 印

電 話 03-〇〇〇〇-〇〇〇〇

FAX 03-〇〇〇〇-〇〇〇〇

第1 請求の趣旨に対する答弁

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

第2 請求の原因に対する認否

- 1 請求原因1及び3の事実は不知。ただし、積極的に争う趣旨ではない。
 - 2 請求原因2の事実は認める。ただし、被告は、後記のとおり、一部弁済の抗弁を主張する。
- 3(1)ア 請求原因4(1)の事実は否認する。

イ 明子が被告の実印及び印鑑登録証明書を所持するに至った理由 (否認の

理由)

(ア) 平成9年春ころ、被告は、母親である明子から、「田舎の叔父(春日)に400万円の借金を申し込んだところ、『これ以上金を貸すには連帯保証人が必要である。』と言われたので一緒に行ってほしい。実印と印鑑登録証明書を持ってきてほしい。」との依頼を受けたので、実印と印鑑登録証明書を持参して明子と共に春日方を訪問したことがあった。

しかし、春日は、「右から左にでる金ではないので、2、3日考えさせてほしい。」と言うので、被告は、実印等を春日に預けて辞去した。

(イ) 2、3日して、春日から被告に、「以前に貸した金を返さない限り金は貸せない。預かり中の印鑑や印鑑登録証明書を返す。」と言ってきた。

(ウ) その後、明子から被告に、「用事があって春日宅に行くから、私が印鑑などを受け取ってくる。」との連絡があり、被告は、これを承諾した。

(エ) 上記実印は、同年7月中旬ころになって、明子から被告に返還されたが、印鑑登録証明書は返還されなかった。被告が印鑑登録証明書について明子に問いただすと、印鑑登録証明書は、春日宅に預けてきたと説明した。しかし、明子は、これを使って、甲1を作成したのである。

(オ) 以上のとおりであり、被告は、原告からの本件借入れについて、明子に対し、連帯保証契約締結の代理権を授与したことはない。

(以上、証人春日、証人明子、被告)

(2) 同(2)ア及びイの各事実は認める。

(3) 同(2)ウの事実は不知。ただし、積極的に争う趣旨ではない。

(4) 同(2)エの事実は否認する。

原告は、平成9年7月2日、被告の勤務先に電話をかけてきたと主張するが、被告は、その日は一日中、外回りをしていたのであり、原告が被告に連絡をとることはできなかった。

4(1) 請求原因5(1)の事実は、否認する。なお、否認の理由は次に述べるとおり

である。

(2) 同(2)の事実のうち、平成9月10月上旬、▽▽司法書士事務所において、原告と話し合いをしたことは認める。

しかし、その際、被告は、連帯保証人になることを承諾したことはない。

原告は、「あなたは連帯保証人になっている。借用証書は法律上有効だから裁判をすれば必ず勝つ。親のことだから息子が責任をとるのが当たり前だ。だから分割でも良いから支払え。」と繰り返した。そのため被告は、その場を逃れるために、「何とか努力してみます。」と述べただけであり、これを追認の意思表示と評価することはできない(被告)。

5 請求原因6は争う。

第3 抗弁事実(一部弁済)

1 明子は、平成9年9月30日、原告に対し、本件貸金に対する返済として50万円を弁済した。

2 関連事実

(1) 明子は、多数の債権者から弁済を迫られていたので、平成9年8月ころ、債務を整理するため、自宅を売却した。明子は、上記売却代金の中から、原告に対し、本件弁済として50万円を持参して支払った。

(2) 原告は、明子が上記弁済について領収証を求めたところ、「50万円を返したことは、連帯借用証書(甲1)に記載しておくから大丈夫だ。」などと言って領収証を書こうとはしなかった。そのため、明子は、欠かさずつけている日記帳に50万円を弁済したことを記載しておいた。

(以上、乙1、証人明子)

第4 予想される争点について

原告の主張する争点のほか、一部弁済の有無も争点になると考える。

第5 結論

上記のとおりであるから、原告の請求は、理由がない。

証 拠 方 法

1 乙1号証 日記帳

附 属 書 類

1 乙1号証の写し

1通

2 訴訟委任状

1通

平成13年(ワ)第〇〇〇〇号 保証債務請求事件

直送済

原告 甲 山 一 郎

被告 乙 川 次 郎

第1準備書面

平成13年〇月〇〇日

〇〇地方裁判所民事第〇部〇係 御中

原告訴訟代理人弁護士 甲 野 太 郎 印

1 本件連帯保証契約の締結について

本件貸付けについては、連帯借用証書(甲1)が作成されている。その連帯保証人欄の被告の署名押印は、いずれも乙川明子がしたものであるが、被告は、これに先立ち明子に対し、本件連帯保証契約締結の代理権を授与していた。明子は、この署名押印をすることにより、被告のためにすることを示して本件連帯保証契約を締結したものである。

(以下省略)